

あなたの大切な遺言書、 法務局がお預かりします！

回覧



このような場合に遺言書を作成し
法務局で保管するのが便利です！

- お世話になった人や孫にも財産を残したい
- 親族間のトラブルを未然に防ぎたい
- 相続手続をスムーズにしたい
- 家族にこれまでの感謝を伝えたい

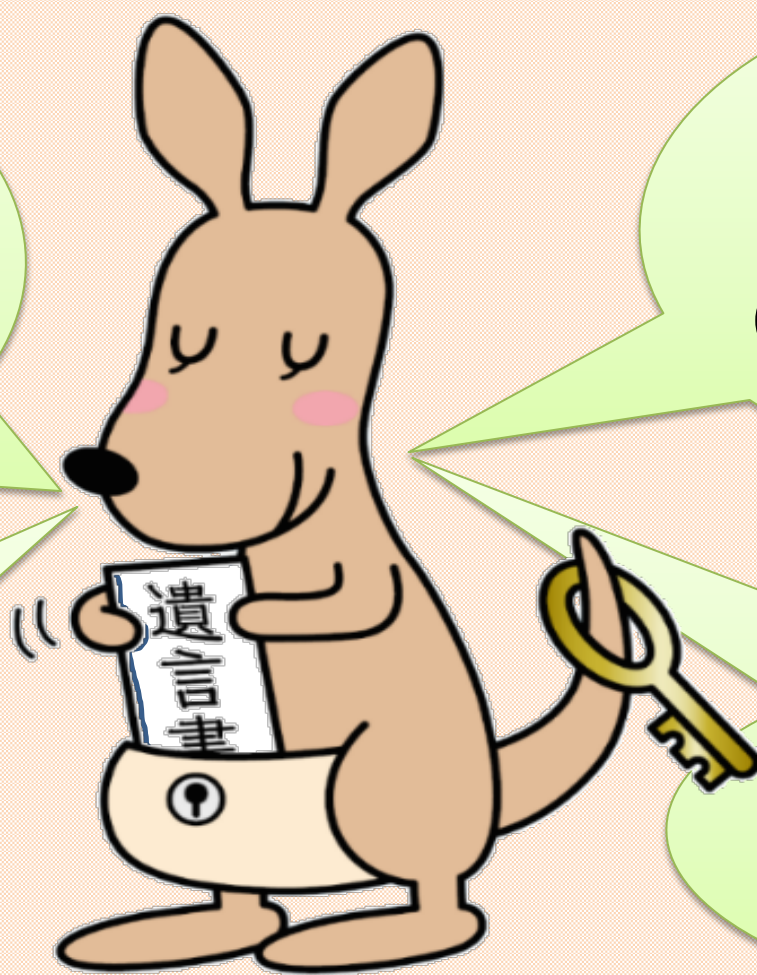
預けて安心！法務局の自筆証書遺言書保管制度

遺言者の死亡後、
相続人などに遺言書が
保管されていることを
通知

手続が**簡単**！
費用が**安価**！
(手数料3,900円)

保管場所が法務局
なので**安心**...

家庭裁判所での
遺言書の検認が**不要**



遺言書ほかんガルー

甲府地方法務局 鰺沢支局

〒400-0601

南巨摩郡富士川町鰺沢1760番地1 富士川地方合同庁舎

電話：0556 (22) 0148

※手続には予約が必要です。詳しくは法務省の
ホームページやお電話でご確認ください。

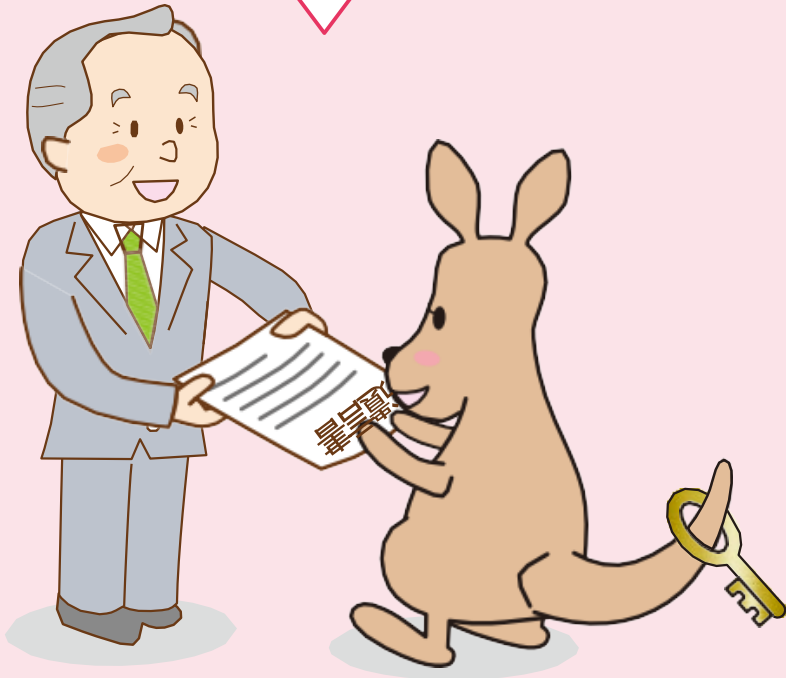


法務省HP

遺言書保管 検索

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越してください。
- 遺言の方式について、外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談は、お受けできません。
- 死亡時に遺言書の保管の事実について、通知したい方を相続人等から指定できます。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

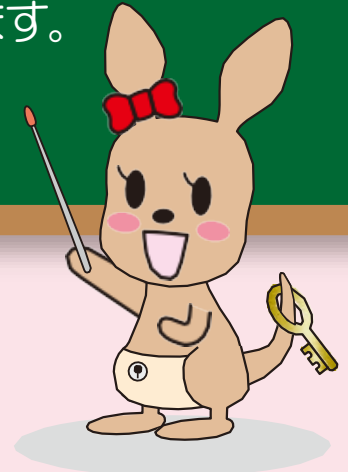
保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書 ※
- ③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



※ 申請書の様式は、法務省HP

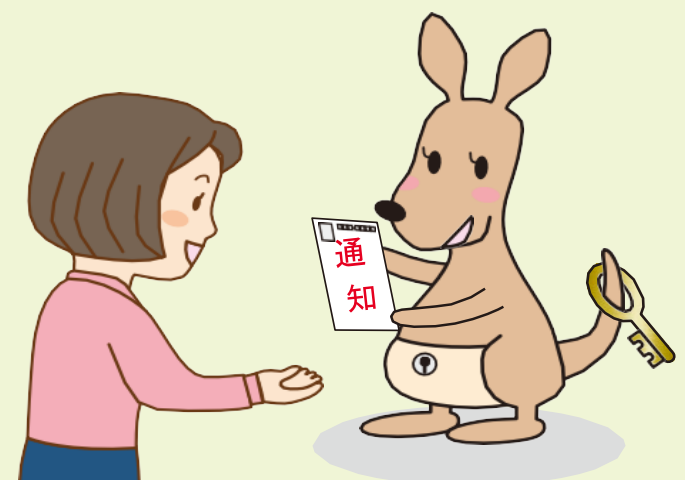
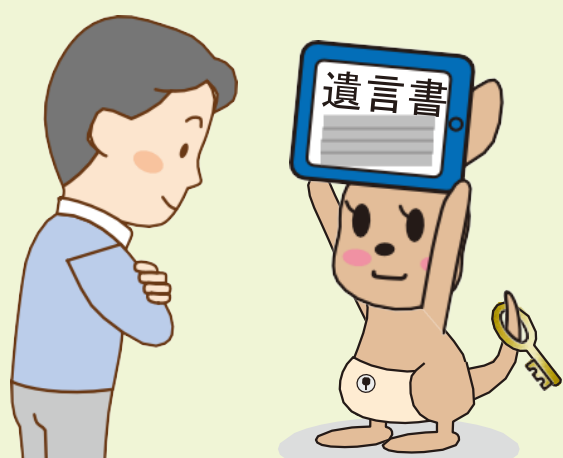
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.htmlからダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の相続人等の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。

相続人等のうちのどなたかが遺言書情報証明書の交付を受けたり遺言書の閲覧をした場合、その他の相続人等に遺言書が法務局において保管されていることを通知します。



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。